

伊賀のがんばる事業者 応援給付金

伊賀市事業継続応援給付金

**条件緩和！
申請期間延長！**

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けており、国が実施する「持続化給付金」の給付を受けておらず、売上高が前年同月比で30%以上50%未満減少している従業員が20名以下の事業者に応援給付金を支給します。(ただし、対象月を2021年1月または2月とする場合は前々年同月比30%以上減少で対象となります)

<給付額>

20万円(定額) ※1事業者につき1回限り

<申請期間>

受付中 ~ **2021年3月31日(水)**



<対象者> 以下のすべての事項に該当する法人・個人事業者

- 法人:伊賀市内に本社、事業所を置いていること。
個人事業者:伊賀市内で事業を行っており、その事業による収入が主たる収入であること。
- 常時使用する従業員が20名以下であること。
(「常時使用する従業員」とは、雇用期間の定めのない者で、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・非正規社員・出向者等を含む。会社役員・個人事業主は該当しない。)
- 2020年2月以前から事業による事業収入売上(申請対象月の前年同月の売上高が20万円以上あること)を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- **2020年1月~12月**のいずれかの月の売上が、**前年同月比で30%以上50%未満減少**していること。
もしくは、**2021年1月または2月**の月の売上が**前々年同月比で30%以上減少**していること。
- 国が実施する「持続化給付金」の給付を受けていないこと。
- 確定申告等を行っていること。
- 申請時点において、**市税に未納**がないこと。(徴収猶予の特例対象者を除く)
- 代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が伊賀市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員に該当せず、暴力団、暴力団員が経営に事実上参画していないこと。

裏面に「よくあるお問合せ」を記載しています

<よくあるお問合せ>

申請に必要な書類は？



- ①交付申請書(様式第1号)【伊賀市HPからダウンロード】
- ②売上高が減少した対象月の売上の状況を示した書類
- ③比較する前年(前々年)同月の売上高の状況を示した書類
- ④事業所の所在地や事業内容等を記載した書類
- ⑤振込先名義・金融機関等を確認する書類
- ⑥完納証明書(市税)
※コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予を受けられている方は、商工労働課までご相談ください。
- ⑦誓約書(様式第2号)【伊賀市HPからダウンロード】
- ⑧提出書類一覧表(チェックリスト)【伊賀市HPからダウンロード】

申請方法は？



郵送での申請(原則)

申請書はこちらから伊賀市HPからダウンロードしてください。

<https://www.city.iga.lg.jp/0000007893.html>



ダウンロードできない場合、紙の申請書等は、各支所(上野支所を除く)・伊賀市商工会・上野商工会議所に用意してあります。

3密(密閉・密集・密接)を避けるため、ご協力をお願いします。

【申請書類送付先】

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地
伊賀市商工労働課「事業継続応援給付金」担当あて



申請後、いつ頃給付されますか？



申請受理後、2~3週間程度での給付を予定しています。
申請書類の審査の結果、本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

…その他ご不明な点は下記までお問い合わせください

伊賀市産業振興部商工労働課

TEL:0595-22-9669(平日9:00~17:00)